

平成19年10月26日
消 防 庁

救急要請における産科・周産期傷病者搬送実態調査の結果について

先般、奈良県下の妊婦が搬送途上に死産となった事例を契機として、産科・周産期傷病者の救急搬送、受入医療体制について、各地域において様々な課題があることが指摘されています。そのため、総務省消防庁は、厚生労働省とともに産科・周産期救急体制の現状把握のため、平成16年から平成18年までの3年間における産科・周産期傷病者の救急搬送について、緊急実態調査を行いました。

調査方法は、都道府県を通じて全国の消防本部に別添の調査用紙を送付し、回答を得たものです。この度、その結果がまとまりましたので公表します。

- 本調査においては、各消防本部における記録方式や統計システム上の理由から、集計不能の項目がある本部が存在するため、単純に経年比較等を行うことはできません。
- また、本調査は、産科・周産期傷病者搬送のうち、消防機関の救急車、消防防災ヘリによる搬送に限っており、周産期医療ネットワーク等において医療機関自身が所有する救急車等によって病院間搬送されるケースは含まれていません。

【ポイント】

I 平成18年の状況について

1 産科・周産期傷病者搬送の概況

産科・周産期傷病者搬送人員は39,015人で、総救急搬送人員4,889,398人の0.8%でした。産科・周産期傷病者搬送人員の53.4%は転院搬送[※]で占められています（総救急搬送人員における転院搬送の比率は9.4%）。〔表1参照〕

※ いわゆる病院間搬送をいう。すなわち、現に入院している患者について医師の依頼により例えば、分娩に対応できない医療機関から他の対応可能な医療機関へ救急搬送されるケース等を指す。

2 医療機関への受入に至らなかった照会回数区分ごとの件数等

- ・ 産科・周産期傷病者搬送における、医療機関への照会状況を見ると、最初の照会により搬送先医療機関が決まったものは全体の92.4%であり、受入に至らなかった照会回数が2回以下のもの（3回以下の照会で受入が決まったもの）を含めると全体の98.1%となっています（ただし、転院搬送を含んだ場合の比率）。
- ・ 一方、医療機関への受入に至らなかった照会回数が3回以上のものは667件（全搬送の1.9%）、5回以上のものは220件（同0.63%）、10回以上のものも45件（0.13%）ありました。〔表2参照〕
- ・ 地域別の傾向をみると、首都圏や近畿圏、政令指定都市が存する地域など大都